

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [岩村正彦]
	2~3	特集：女性活躍時代の同窓生 [高部真規子・奥宮京子・宗像直子・東條紀子]
	4	「先端融合分野研究支援センター」の発足 [太田勝造・加藤淳子]
	5	法学部スタッフ 近著を語る [苅部 直]
	6	第11回 BESETO コンファレンス開催 [藤田友敬] / 栃木力東京高裁部総括判事講演会「裁判員裁判と刑事裁判の変革」
	7	オープンキャンパス / 退職教員からのメッセージ [河上正二]
	8	ホームカミングデイにおける講演会：債権法の改正 [道垣内弘人]



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

岩村正彦

2017年9月に、今年度の進学選択（今年度より、従来の「進学振り分け」から、学生の主体的な選択を重視するという趣旨で名称が「進学選択」に変わり、また学生の選考方法もアルゴリズムを用いる新たなものへと移行しました）の結果が出ました。来年4月の法学部への進学内定者（推薦入学者13名を除く）は376名で、推薦入学者枠の13人を除いた、進学選択に開かれた定数は402ですので、26の欠員が生じることになります。このところ（2014年度を除き）進学内定者数が定数に満たない傾向が続いていますが、今年度は、昨年度に引き続いて20人台の欠員という結果となりました。昨年度は、今年度の新方式導入へ向けての移行期で、進学振り分けの方式が昨年度限りの過渡的なものであったことの影響があったものと推測していましたが、今年度の場合は、データ等を見ますと、欠員が生じた要因にはいくつかのものがあることがわかってきました。その1つは、他学部への進学を最初から念頭に置いて文Iに入ってくる学生が——おそらく従来以上に——増えているらしいことです。欠員が生じる状態は、当法学部にとって決して好ましいものではありませんので、来年度の進学選択に向けて、対応を検討しているところです。

同じく2017年9月に発表された当法科大学院（法曹養成専攻）の司法試験合格者は134人です。今年3月の修了生で受験したものの合格率は63.4%で、全体の合格率36.5%と比較すると、優秀といえるでしょう。それでも、未修者については、なお課題が残っています。教育効果向上のための取り組みも効果になかなか結びつかないのが悩みの種です。さらに、予備試験からの今年の司法試験合格者をみると、昨年度の出願時に当法科大学院2年次在学であった者が34人います。そして、同じく昨年度の出願時に法学部（当法学部に限らない）4年在学であった者が60名いますが、このうち一定数が既修者として今年度当法科大学院2年次に在学している可能性があります。これらの合格者の退学が見込まれます。こうした予備試験の動向は、前号でも述べましたように、当法学部および当法科大学院の教育にも負の効果をもたらしめています。来年度までが法科大学院集中改革期間であるため、現在関係審議会において法科大学院と法学部等の連携強化という方向で議論しています。

2017年9月30日をもって、河上正二教授（民法）が退職されました。これまでの河上先生の当研究科へのご貢献に感謝申し上げますとともに、これからのご健勝とご活躍をお祈りしたいと思います。

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部における研究・教育のさらなる発展のためには、卒業生の皆様のご助力が不可欠です。今後とも、あらゆる機会を捉えて、みなさまのご意見を承りたいと考えておりますので、何卒ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。





裁判官と女性

高部真規子

知的財産高等裁判所部総括判事
1979年法学部卒

1981年に判事補に任官。裁判官になりたくて法学部を選んだわけでは必ずしもないが、中立公平な立場で法の解釈をし紛争を解決したいという思いで裁判官を志望した。当時、全国の裁判官2,000名余りのうち、女性は60名。「若い女性の裁判官」ということで、地元紙にも大きく取り上げられた。

あれから36年余。既に女性裁判官の割合は25%を超え、決して珍しい存在ではなくなった。昨年は、全国の高等裁判所で初めて女性3名で構成される合議体を組んで、話題を呼んだ。

私は、これまで、裁判官生活の多くを、特許や著作権など知的財産権の分野を専門的に扱う部署で過ごしてきた。東京地方裁判所で前後8年、知的財産高等裁判所で6年半、最高裁判所調査官室で5年、合計20年近くも知的財産権事件を担当していると、自分の中に知的財産法の体系ができ、とてもやりがいを感じている。もとより、希望のみで配属が決まるわけではないが、仕事は好きになることが一番である。民事事件の判決は、当事者に対してのみ効力が及ぶのが原則であるが、類似の事件は同様に解決されるという意味で、企業活動の指針とされているようである。実務に与える影響を考え、陪席裁判官とは、合議を重ねて常に質の高い判決を目指している。

裁判所外でも、国内外のシンポジウムにおいて、パネリストとして意見を述べたり、弁護士会や弁理士の研修の講師を務めたりもする。さまざまな研究会等にも出席して研鑽に励み、また、論文や書籍を執筆して自らの考え方を発表する機会もある。

裁判所では極めて平等に扱っていただき、男だから、女だからという差を感じることはなかった。裁判官は、全国区で転勤があるが、国家公務員の夫とは、3回、合計4年余の別居生活をした。子供が5歳と2歳の時に夫が四国に単身赴任したときは、実家も遠くあてにすることはできなかったが、ママ友など、周りの助けを得て、子育てと仕事の両立ができた。

裁判官の仕事には勤務時間の概念がなく、早朝や休日等を利用して判決を起案することも可能であり、女性が家庭と両立しやすい仕事ではないかと思ってきた。娘も裁判官になったことは、その証左ともいえるのか。



女性弁護士として、30年余の経験

奥宮京子

田辺総合法律事務所パートナー弁護士
1981年法学部卒

1984年に第一東京弁護士会に登録し、33年にわたり弁護士をしております。

私の学生時代は男女雇用機会均等法制定前で、仕事を続けるには、資格を取得して専門職に就くしかないと思い、司法試験を受けました。女性修習生は1割に満たず、法律事務所への就職も難しかったのですが、幸い企業法務を主としている事務所に就職でき、訴訟、契約書や法律意見書の作成等いろいろな仕事をしました。もっとも、典型的男性社会にバブル期の特質も重なって、夜間や週末の会議、地方出張が多く、顧問先との懇親会等も頻繁にありましたので、自宅には寝に帰るだけという生活が続きました。

大規模訴訟を含め訴訟事案に多く携わっていたことから、民事訴訟の運用に関心を持ち、平成8年の民訴法改正に向けた第一弁護士会の意見書作成に携わりました。これが契機で、平成15年改正時には法制審民訴法部会幹事に推薦いただき、また、誌上座談会や執筆をする機会を得て、民訴運用はライフワークとなりました。

審議会等の女性委員を増加させる施策により、40歳代半ば頃から公職に就く機会が増え、上記の法制審幹事その他、防衛調達審議会委員等を務めました。川崎市居住の縁で、2003年には同市の監査委員になり、3期12年の間に、決算、定期等の各監査に加え、30件以上の住民監査請求に対応し、自治体行政の一端を経験しました。

最近では、企業においても女性登用が進められていることもあり、2014年6月に上場企業の社外役員に就き、社外かつ法律家の観点から意見を述べています。また、2017年7月には労働政策審議会雇用環境・均等分科会会長になり、育児介護休業法、女性活躍推進、働き方改革に関わる審議に携わっています。

30年余りを振り返ると、東大の同窓の方々に役職への推薦をいただき、あるいは指導、助言いただくことが数多くあり、様々な経験をさせていただきました。その時々、流れのままに目の前の仕事に取り組みながら、関係者とのコミュニケーションや研鑽の機会等を大切にしてきたと思います。

30年前と比べると、女性が活躍できる場が拡がり、仕事を続け易くする仕組みも整いつつあり、働き方も柔軟になってきています。若い女性卒業生には多方面で活躍してほしいと願っています。





働きやすい社会に向けて

宗像直子

特許庁長官
1984年法学部卒

私が入省した当時の通商産業省は、別名「通常残業省」と言われ、女性の先輩は初代からたった数名でした。同世代の弁護士知人が、「女性だからといってマイナスがないようにするので働かせてください」という時代だったと述懐していましたが、まさにそういう感じでした。ですから、これまでの職業生活では、「女性だから」ということは特に考えずに、目の前の仕事に取り組んできました。

しかし、今年の7月に特許庁長官に就任した時、ひとつの課題に直面しました。特許庁では、出願された発明を審査し、特許として認める場合には、特許証を発行し出願人に渡します。この特許証の一番下にある特許庁長官の署名を、今まで使ってきた旧姓で書こうとしたら、戸籍上の名前にするように言われたのです。議論の末、旧姓のままで署名できることとし、特許庁の職員が審査結果を出願人に通知する場合などについても、旧姓を使用できることとしました。これを特許庁の幹部数十人を集めて相談したとき、ある男性幹部が、「霞ヶ関の中で、特許庁は、オンライン化やアウトソーシングなどを先駆けて実施してきた、今回も先駆けたらいいのではないか」と言ってくれ、流れが決まりました。

男性の意識が前向きなことに新鮮な驚きを覚えたのですが、これは、特許庁の女性職員が自然体で活躍していることによるものかもしれません。特に審査業務は自律性が高く、時間のやりくりもつけやすいという事情もあります。「育児休業を取ったとき、同僚に申し訳ないなと思ったけれど、『お互いさまだから』と、とても温かく送り出してもらえたので、復帰してからは周りの1.5倍働いて恩返ししようと思いました。」そんな言葉がさらっと出てきて、それに頷く周りの女性たち。ある男性職員は「同僚が育休から復帰してきたら、たくましくなっていたんですね」と。働きやすい職場の空気ってこういうことなんだろうなと思いました。

私自身は、仕事と家庭の両立は、できていません（苦笑）。子育て期は、時間的にも体力的にもきつかったのですが、多くのことに気づかせてくれました。子供の存在は、次の世代に対する責任を強く意識させ、仕事に対する情熱の新たな源泉となりました。子供と過ごす時間は（思春期以降は迷惑がられているようですが）この上ない気分転換ですし、子供から教わることもどんどん増えてきました。子供の存在が、仕事にとっても大きなプラスになっています。

次の世代がもっともっとしなやかな働き方を見つけて社会を変えていけるように、微力ながら役に立ちたいと思っています。



経営者へのまわり道

東條紀子

大塚メディカルデバイス株式会社
代表取締役社長 1987年法学部卒

私が就職活動をしたのは、均等法のもとではじめて採用活動が行われた86年、女性は別枠扱いでした。女性だからと区別されるのも、特別扱いされるのも居心地が悪く、「結婚しても仕事を続けるのか？子育ては？」という、他では必ず出た質問を一切しなかったゴールドマン・サックスに入りました。

2年後に、業界の慣例通り退職してハーバード・ビジネス・スクールに進学し、卒業後はニューヨークで同業のリーマン・ブラザーズに就職しました。投資銀行に入った以上その中心を見てみたい、という好奇心でした。この業界に計5年余り身を置き、今後は日本の産業に貢献したいと考えて帰国を決めました。

日本では、外資のマーケティングベンチャー企業の財務責任者としてたて直しを託されました。大幅な債務超過で、督促状が毎日来る有様でした。債務を整理しつつ、フロリダまで身売り交渉に行きましたが破談。自己破産に至りました。債権者に追いかけられ、リストラした社員から何時間も電話で泣かれる毎日で、どんな仕事でもこれよりはましだという変な自信がつかしました。

妊娠5カ月で失業すると、夫のバンコク赴任が決まり、同行してタイの金融機関に就職。そこへ97年のアジア金融危機が到来し、政府の閉鎖命令を受けて、会社はあっけなく倒産しました。

夫の赴任期間を1年半残して再び失業。ビジネスには縁がなかったと覚悟し、司法試験受験を決めて勉強を始めましたが、マッキンゼーにいた友人に呼ばれ、話の上手な人たちに乗せられて帰国後に入社。前職が専業主婦というコンサルタントは珍しいはずで、チャンスをくれた会社に本当に感謝しています。5年近く在籍したのち、実業をやりたくなり、インテルに移って4年間、事業開発に取り組みしました。

大塚グループには、2008年に持株会社の役員として入社しました。2010年の株式公開・上場を経験したのち米国持株会社の代表となり、2017年からグループ会社で医療機器事業の社長をつとめています。

家族の理解と、友人や同僚など多くの出会いに恵まれ、今日に至っています。回り道ばかりのキャリアも今振り返るとすべてよい勉強でした。法学部の後輩の皆さんには、つまずいても、たとえ階段から転げ落ちて、歩き続ける限り道はどこかにつながっているとお伝えしたいです。

「先端融合分野研究支援センター」の発足

東京大学大学院法学政治学研究科の先端融合分野研究支援センター (Center for Advanced Interdisciplinary Research: CAIR) は 2017 年 4 月に発足したばかりの新しい研究施設です。本研究科には以前から、法と経済学 (Law & Economics) や法と人工知能 (AI) などの学際研究に取り組む太田勝造、機能的磁気共鳴画像法 (fMRI) で社会行動の解明を目指す NeuroPolitics の加藤淳子などがいましたが、さらにここ数年の間に、医師資格を持つ民法学者の米村滋人、文理の壁を超えた統計的方法の開発に取り組むプリンストン大学の政治学者の今井耕介らを新たに教員として迎えました。こうした本研究科教員が独立に開拓してきた学際的研究を組織的に統合して、さらには、本学の工学部、理学部などの分野融合的な研究者はもとより、麻布大学や総合研究大学院大学、国立情報学研究所、東京工業大学などの分野融合的な研究者とのネットワークを組織して、先端融合分野研究をさらに発展させることを目的に本センターは創設されました。本センターには学際的研究の充実のために、fMRI 研究の専門家である浅水屋剛が専任の助教として参加しましたので、彼を fMRI 施設のある駒場の進化認知科学センターへ兼任の助教として派遣し、分野横断的研究体制を短期間に整えました。

発足後 1 年に満たない本センターですが、既に複数のプロジェクトが始動しています。大学院法曹養成専攻 (法科大学院) を持つ強みを生かし、法的判断の背後にある脳神経過程を解明すべく fMRI 実験を企画・実施して



fMRI 実験 (手前から中谷裕教
進化認知科学センター助教、浅水屋)

います。日本では裁判員制度が採り入れられ、一般市民の法的判断の重要性が増していますが、「要件＝効果思考様式」とされる法的判断の内実や構造の認知科学的・脳科学的な詳細に関しては、陪審員制度の歴史が長く、NeuroLaw の先進国である合衆国においてさえ、あまり研究は進んでいません。これは、法の専門家と fMRI 実験を行える脳神経科学の専門家との緊密な共同が難しいためです。その点、本センターは、純粋伝統的な法学研究者と脳科学者らとのマッチングによる融合研究のインキュベータ的機能を果たしています。例えば、犯罪事実の認定のための証明度である「合理的疑いを超えた証明」の脳科学的判断構造の解明、および犯した罪への「反省・悔悟」の有無が量刑判断に与える影響 (理性と情緒) の脳科学的解明を目指して、樋口亮介や成瀬剛ら刑法の専門研究者と脳科学者・fMRI 研究者らとの共同による fMRI 実験プロジェクトを本センター内に立ち上げ、既にデータ蒐集を開始しています。この融合研究では法専門家と素人の間での判断構造の異同の解明も目指しています。もう一つの fMRI 実験プロジェクトでは、東京大学次世代知能科学研究センター長である國吉康夫教授との共同研究を実施しています。人工知能の社会的活用は日進月歩で発展していますが、その前提となる、人間の心理や認知の理解はまだ十分とは言えません。ノーベル経済学賞を授与され、その後

の行動経済学発展の基礎となったプロスペクト理論に依拠しつつ、繰返しによるリスクの強化学習の際に人間の認知バイアスがどのように改善ないし悪化してゆくのかを解明する fMRI 実験を進めています。

異分野融合研究の醍醐味の一つに、純粋専門分野の成果よりも多面的人間科学を志向でき、よって社会実装に繋がる可能性が高い点があります。本センターのそのような研究として、少年院における保護犬の調教プログラムの効果の科学的探求が挙げられます。刑務所や少年院などの矯正施設で、入所者 (収監者) に犬の調教をさせるプログラムは多くの国で採用されています。担当者らの印象論的評価は、入所者の矯正や更生への効果が非常に高いというものです。しかし効果の有無と程度に関するハード・エヴィデンスは乏しいのが実情です。この点に関して日本人による画期的研究成果が世界に報じられました。Science 誌の巻頭を飾った菊水健史麻布大学獣医学部教授の研究によれば、信頼関係および生殖・育児に関わる脳内物質オキシトシンの分泌ループがヒトとイヌの間で成立します。本来は同種内個体間でしか観察されなかったオキシトシン分泌ループが異種個体間で世界で初めて確認されたのです。本センターでは菊水教授の研究チームと協力して、八街少年院においてヒューマン財団が実施している保護犬調教プログラムの効果の研究を始めました。子ども法学を専門とする斎藤宙治本研究科助教も参加しております。結果が得られれば、多くの国々の矯正施設での類似のプログラムの普及を促進しうるものです。

このような先端分野融合研究は、これから益々その社会的・学術的重要性を増してゆくものです。本センターの諸研究には、本研究科の武居寛史 PD 特任研究員や総合法政専攻大学院生も主体的に携わっています。このように本センターは、先端融合分野研究のこれからの担う世代の育成にも努力しております。

日本と世界の先端融合分野研究の発展による「人と自然に優しい社会」の実現のための知的ハブ拠点として本センターは活動しております。

太田勝造 (教授・法社会学)・加藤淳子 (教授・政治学)



(後列) 斎藤、太田
(前列) 浅水屋、加藤、武居

法学部スタッフ 近著を語る

『「維新革命」への道 「文明」を求めた十九世紀日本』

(新潮選書、2017年)

—— 明治150年か、江戸300年か

苅部 直 (教授・アジア政治思想史)



「維新革命」という勇ましそうな表題をみて、坂本龍馬だの西郷隆盛だのといった英傑が活躍する、血湧き肉躍る歴史物語を期待する方は、この本を読むとがっかりするかもしれない。そうした「維新」の政治変動に活躍したリーダーたちは、この本にほとんど登場しないから。

もちろん、司馬遼太郎の歴史小説を読んでヒーローの活躍に胸をときめかせたり、自分も21世紀の「維新」を目ざそうとして政界に打って出たりする人もいるだろう。それは趣味の問題だから、邪魔をするのは野暮なことになってしまう。そもそも江戸の公儀から明治政府への政権交代が、日本史全体を通じても最大の衝撃力をもった事件であったのは、確かなことである。

しかし、19世紀の同時代に生きた人々は必ずしも、1868年の「王政復古」もしくは「御一新」「瓦解」という事件のみで、歴史の転換をとらえていたわけではなかった。むしろ、江戸時代の遅くとも後半から、ゆっくりとした社会の変化が続いており、その影響が累積していった結果として「御一新」の政治変動も可能になった。そうした歴史観に着目して、近年の研究成果も参照しながら、江戸時代と明治時代を通観する「19世紀」という時代の長い範囲で思想史を語り直してみよう。本書はそうした試みにほかならない。

たとえば、福澤諭吉の主著として有名な『文明論之概略』(1875年)には、「維新」という言葉は一か所しか出てこない。むしろ、「王制一新」と「廃藩置県」を別々の事件として論じる議論が繰り返されている。現在の教科書にあるような、1868年の王政復古から1871年の廃藩置県までを、「明治維新」の政治変革として一括する見かたなど、とっていないのである。

徳川末期の尊王攘夷運動が、公家と諸藩の志士たちを動かして日本全体の「維新」へと導いた。いまでも流布しているそうした俗論を、福澤は徹底して斥けている。日本人がそんなに天皇に対する尊崇心に満ちていたなら、徳川氏の政権が二百年以上も続いたはずはないだろう。また、新たに成立した明治政府がとった方針は攘夷ではなく、西洋諸国に対する開国和親である。そして、もしも尊王攘夷の情熱だけが政権交代をもたらしたの



なら、「王制一新」だけで十分だったはずで、それが「廃藩置県」にまで進むはずはない。

ここで福澤は、事件としての「王制一新」よりも、「廃藩置県」を通じて身分制が解体された転換の方に、大きな意義を見いだしている。江戸時代の社会は同時代の中国や朝鮮とは異なっており、厳格な身分制によって規律されていた。どんなに才能があっても、どんなに努力しても、高い地位や名誉を得ることができず、上の身分から抑圧されているという不満。そうした感情がしだいに社会に蓄積してゆき、それが尊王攘夷運動というきっかけを得て爆発した。「維新革命」——福澤に次ぐ、徳富蘇峰や竹越三又といった第二世代の言論人たちによる表現を借りれば——の本当の原因はそこにある。

やはり今年に刊行された深尾京司ほか編『岩波講座 日本経済の歴史2 近世』(岩波書店)が示すように、江戸時代において着々と進んでいた経済発展が、近代化へと連続したことについては、すでに研究の蓄積がある。これに対応した、普遍的な「文明」へとつながる思想の変化も19世紀には進行していた。本書は富永仲基、山片蟠桃、海保青陵、本居宣長といった思想家の言説を通じて、その過程を明らかにしようとする。

来年、2018年は「王政復古」もしくは「維新」から150年にあたる。「明治百年」のときにその評価をめぐって論争が闘われたのに比べれば、いま一つ盛りあがりや欠くようであるが、関連する催しや出版の企画がさまざまに進行中であると聞く。だが、大坂夏の陣で徳川の公議による支配が確立したととらえるなら、いまはその戦からほぼ300年。江戸時代から始まっていた社会の大きな変化をとらえ、その過程のうちに日本の近代を位置づけ直してみてもどうか。——「明治150年」よりも「江戸300年」を考える。本書はそのための出発点にもなるかもしれない。

第11回 BESETO コンファレンス開催

9月22日、第11回 BESETO コンファレンスが、伊藤国際学術研究センター特別会議室で開催された。

BESETO は、北京 (Beijing)、ソウル (Seoul)、東京 (Tokyo) の頭2文字ずつをとって名づけられた北京大学・ソウル大学・東京大学間の連携枠組みで、当研究科では、2007年から、ソウル大学ロースクール、北京大学法学院と持ち回りで、年一度の共同コンファレンスを開催してきた。本年は東京大学で開催される番で、「Artificial Intelligence (AI) and the Law: Developments in China, Korea and Japan」をテーマに、技術革新が法制度に与える影響や新たな課題について検討することとなった。

大村敦志副研究科長による歓迎の辞に続いて、第1セッションでは、「人工知能と法制度 (Artificial Intelligence in Legal System)」というテーマで、人工知能による意思決定の特色とその出現が法制度に与える一般的な影響・含意が論じられた。宍戸常寿教授 (東京大学) の司会の下、Ping Zhang 教授 (北京大学) による「The Challenging of AI on Traditionally Legislation: Present, Future and Guesses」、Haksoo Ko 教授 (ソウル大学) による「Fairness and Accountability in Algorithmic Decision-Making」の二本の報告が行われた。

第2セッションでは、「自動運転システムと責任 (Automated Driving System and Liability)」という表題のもと実用化に向け近時急速に発展してきている自動運転が取り上げられた。Kye Joung Lee 教授 (ソウル大学) の司会のもと、「Self-driving Car and Criminal Liability」(Su Jiang 教授・北京大学) 及び「Automated Driving System and Civil Liability」(藤田友敬・東京大学) が、それぞれ自動運転にかかる刑事責任・民事責任を検討した。

最後に、「人工知能と市場規制 (Artificial Intelligence and the Market Regulations)」と題された第3セッションでは、人工知能が市場秩序に与える影響が論じられた。Li Guo 教授 (北京大学) の司会のもと、Yong Lim 教授 (ソウル大学) が「Anticompetitive Codes: Testing Competition Law's Luck with a Game of Fukuwarai (福笑い?)」、加藤貴仁准教授 (東京大学) が「Financial Investment Induced by Artificial Intelligence」と題する報告を行った。これらは人工知能による意思決定がなされるケースに競争法的なルール (カルテル規制あるいは投資勧誘規制) の適用する上での問題点を扱うものである。

いずれのセッションにおいても、報告に続いて、報告者及とその他の参加者の間で活発な質疑応答が行われた (なお報告・質疑はすべて英語でなされた)。

最後に、Li Guo 副研究科長 (北京大学)、Hong Sik Cho 研究科長 (ソウル大学)、岩村正彦研究科長 (東京大学) から閉会の辞が述べられ、閉会した。

藤田友敬 (教授・商法)



栃木力東京高裁部総括判事講演会 「裁判員裁判と刑事裁判の変革」

2017年10月12日午後3時から、法学部25番教室において、「裁判員裁判と刑事裁判の変革」と題して、栃木力東京高裁部総括判事による講演会が開催されました。

栃木先生は、裁判官に任官後、主に刑事裁判の分野でご活躍され、特に、裁判員裁判の導入に当たっては、その最前線において、議論をリードされ、新たな刑事裁判実務の確立にご尽力されました。本講演会において、栃木先生は、まず、精密司法と調書裁判、「職権的当事者主義」に特徴づけられる裁判員裁判の以前の刑事裁判の姿を描写されました。そして、裁判員裁判の施行当初は、なお、その基本的発想に変化はなかったものの、いわゆる人証化 (重要な罪体証人については、調書が同意されていても証人尋問を行うという審理方式を採用すること) を経て、公判中心主義の裁判の重要性が意識されるようになったという変革の過程を、具体的な事例も織り交ぜながら、丁寧にご解説くださいました。その上で、栃木先生は、公判中心主義の裁判を実現するためには、核心司法と直接主義が車の両輪となる必要があるところ、これらを実際に適用する場面におい

ては、必ずしも法曹の間で意見が一致していないとの現状認識を示され、今なお大きな転換点にある刑事裁判をどのような方向に動かしていくかは、これから法曹になる法科大学院生や法学部生の双肩にかかっているという激励の言葉とともに、講演を終えられました。

会場には、多数の法科大学院生、法学部生のほか、司会を務めた大川隆男非常勤講師をはじめとする法科大学院の実務家教員や研究者教員など、多数の聴衆が集い、お話の中にしみ出る栃木先生の温かいお人柄とユーモアに魅了されながら、あっという間の90分間を過ごしました。

大変貴重なご講演を頂いた栃木力先生と、素晴らしい時間をともにすることを可能にくださった関係者のみなさまに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。



オープンキャンパス

今年度のオープンキャンパスは、8月2日（水）、3日（木）に開催され、2日には学生による模擬授業、3日には模擬講義と質問コーナーが実施されたほか、両日にわたり、研究科附属の明治新聞雑誌文庫では、所蔵資料の展示が行われました。

2日に行われた模擬授業は、大村敦志教授の指導の下で法教育に取り組む法科大学院生・法学部生によるもので、本年は事前申込み方式でしたが、申込み開始後わずかですぐ満席となり、参加者の関心の高さが窺われました。当日は、4つの教室に分かれ、民法に関する事例をめぐって、グループワークも交えた授業が行われました。

3日の法学・政治学の模擬講義および質問コーナーも、前年



度を上回る多くの高校生の参加がありました。模擬講義は、法文1号館25番教室で、午前・午後の2回開催され、神作裕之



教授による法学の模擬講義では、株式会社の仕組みと特徴が、荊部直教授による政治学の模擬講義では、政治における正当性をめぐる問題が論じられました。いずれも、平易な語り口ながらも高度な内容を含むものでしたが、参加者のみなさんは最後まで熱心に耳を傾け、講義後の質疑応答においても、多くの鋭い質問が寄せられました。

また、法文1号館法学部学生ラウンジで開催された同日の質問コーナーでは、100数十名に上る高校生が来場し、法学部での学習や、課外活動、将来の進路などについて、現役の法学部生に対して熱心に質問する姿が見られました。

退職教員からのメッセージ



退職にあたって 河上正二

2017年9月末をもって、退職いたしました。定年まで半年を残した早期退職ということになりますが、9年半、東大法学部・大学院法学政治学研究科で過ごせた日々は、私にとってかけがえのない毎日でした。すばらしい同僚や職員、学生達との研究・教育・交流の日々は、これからも大切な思い出になるものと思います。

赴任して2年ほどたった2011年3月11日に発生した東日本大震災は、私のその後の生活を大きく変えました。当時、前任校の図書館や教室の惨憺たる様子や、教え子達の安否に、心が痛み、居ても立ってもいられない気分になったのを思い出します。法学部教授会から、前任校に沢山の義援金を頂戴したときは本当に有り難く思いました。以後、復興支援事業のために、宮城

県知事の要請を受け、用地関係の仕事を継続して引き受けたため、ほとんど毎週のように仙台に通うことになり、大学には大変ご迷惑をおかけしました。同僚にも、カリキュラム上の配慮を戴きました。実を言うと、今もってこの職務は継続しており、支援事業の期間満了前ということもあって、いま数多くの事業が目白押しになっています。もう一つ、お詫びをしなければいけないのは、内閣府消費者委員会の仕事です。できあがったばかりの消費者庁と消費者委員会を軌道に乗せてわが国の消費者行政の骨格を作るという仕事は、やり甲斐のあるものではあったのですが、かなりハードな仕事で、3期6年を消費者委員会委員長として過ごす結果となりました。第4次の任期が2017年8月末で終了し、やっと解放されたところです。この間の、消費者行政に対する私の考えは『消費者委員会の挑戦』という小本にまとめ、今後への、一応の方向付けを試みる事ができました。この数年間、走り詰めであったように思います。

そんな状態で、大学に対する貢献は極めて限られたものになってしまいましたが、こんな私を寛容に見守ってくださった東京大学には、感謝の気持ちでいっぱいです。今後は、少し腰を落着けて、新たな環境で、研究・教育に懸命に取り組もうと思います。

これまで、本当に有り難うございました。

ホームカミングデイにおける講演会

10月21日(土)に、第16回東京大学ホームカミングデイが開催され、法学部の企画としては、午後3時から4時15分まで、法文1号館22番教室で、道垣内弘人教授(民法)による講演会「債権法の改正」を開催いたしました。

岩村正彦法学部長による法学部の現状紹介を交えた挨拶の後、講演では、120年ぶりの大改正となった今回の民法(債権法)の改正について、その背景となった日本民法の特徴、近年の諸外国の動向、改正法の内容とその意義などが語られ、101回に及ぶ法制審議会での審議に関与された道垣内教授ならではの鋭い分析と当意即妙なユーモアに、会場が大いに沸く場面もみられました。その内容の一端につきましては、後記の講演要旨をご参照頂ければ幸いです。

台風接近中の悪天候の中ご来場いただいた50名近い卒業生やご家族の皆さまに、心より御礼申し上げますとともに、来年度も、ぜひ多くの皆様にご参加頂けますよう、お願い申し上げます。

債権法の改正

道垣内弘人 (教授・民法)

1896年に制定された民法は、親族編・相続編を除き、根本的な変化のないままであったが、2017年5月26日に、その債権関係部分、より正確には契約法に関連する部分について、大きな改正がされるに至った。その根本的な理由は、民法典は当初から簡潔なものであったところ、その上に120年間にわたる判例・学説が積み重なり、条文を読むだけではそのルールがわかりにくいものであったことにある。

そこで、たとえば、民法制定時には当然であるという理由で明示されなかったルール、たとえば、意思能力のない者が契約を締結しても、その契約は無効であるとか、契約は申込みと承諾とが合致することによって成立するとか、といったルールが、明文化された。また、意思表示に錯誤があった場合について、契約内容を構成する部分についての錯誤と、契約を締結する動機についての錯誤とを区別するという判例法理を明文化し、錯誤を2つの類型に分けて規定することが行われた。

見かけ上、大きな変化が生じたと思われる箇所についても、現時点で通用していたルールをわかりやすく整理しただけのところも多い。売主の担保責任や危険負担に関するルールも同様である。

もっとも、実質上変化したところもある。保証について、保証人の保護を拡大すべく、債権者の情報提供義務を強化するとともに、一定の場合には公正証書によって保証人の意思を確認すべきこととされた。また、現代社会では約款が重要な役割を果たしているが、たとえば旅客運送約款の内容を知らないまま



に電車に乗ったとき、なぜその約款に拘束されるのか、どのような場合に拘束されるのか、という根本については、これまで明文のルールはなかった。この点につき、一定のルールを定めたことも大きな変化である。

ただし、確立されていたルールとはいえ、それを明文化することには抵抗も多く、裁判所の裁量に任せるべきだとの意見も強かった。このことは、日本社会における裁判所の役割や立法の役割を再検討するきっかけともなろう。